

「所得税・住民税、消費税・地方消費税の申告はお早めに」

所得税・住民税、消費税・地方消費税の申告時期が近づいてまいりました。今年の所得税・住民税の申告期限は、3月17日（月）が提出期限となっていますので、それまでに申告されるようお願いいたします。

なお、税務署に所得税の確定申告書を提出している場合は、重ねて住民税の申告書を提出する必要はありません。

また、個人事業者で平成17年中の課税売上高が1,000万円を超える方などは、消費税・地方消費税の確定申告書を税務署に提出し、納税する必要があります。この確定申告と納税の期限は、3月31日（月）です。お早めに申告して下さるようお願いいたします。

なお、国（所得税）から地方（住民税）への税源移譲が行われ、所得税は平成19年分（平成19年1月～）から、個人住民税は平成19年度分（平成19年6月～）から実施されています。

この税源移譲に伴い、住民税のしくみが変わり、次の要件を充たす方については、市町村への住民税の申告が必要となりました。

- 1 所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方
- 2 平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方

なお、住宅ローン控除等を含め、住民税の詳しい内容については、各市町村の住民税担当係にお問い合わせください。

（県税務課）

**【県税・市町村税ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/zeimu/>】**